

第二二回

参第二八号

中央卸売市場法の一部を改正する法律（案）

中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「地方長官」を「主務大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ為ス合併又ハ営業ノ譲受ニ付テハ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ノ規定ハ之ヲ適用セス主務大臣ハ前項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ公正取引委員会ニ協議スヘシ

第十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十三条、第十五条、第十六条及び第二十六条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十九条中「又ハ地方長官」を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前にした改正前の第十条の規定による許可は、改正後の第十条第一項の規定による許可とみなす。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十六号中「中央卸売市場につき認可」を「中央卸売市場に関し認可又は許可」に改める。

理 由

中央卸売市場における卸売業務の適正を図るため、卸売業務の許可を主務大臣の権限とするとともに卸売業者の合併及び営業の譲受につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定の適用を除外しうることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。